

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	県職員以外の法定調書作成に関する事務(知事部局及び教育庁・本庁分) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、県職員以外の法定調書等の作成に関する事務(知事部局及び教育庁・本庁分)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者へ委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記 個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

## 評価実施機関名

長崎県知事

## 公表日

令和6年12月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県職員以外の法定調書等作成に関する事務(知事部局及び教育庁・本庁分)
②事務の概要	<p>【概要】 職員以外の外部講師・委員等に対する報酬等の支払いについて、法定調書等の作成・提出・交付を行う。</p> <p>【具体的内容】 所得税法等に基づき、長崎県(知事部局及び教育庁・本庁)が以下の対象に対して1年間に支払った報酬・料金、謝金、給与所得に係る「法定調書」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「給与所得の源泉徴収票」、「給与支払報告書」等を作成、対象者への交付事務を行う。</p> <p>【対象】 報酬・料金等：講師謝金、翻訳料、通訳料(所得税法第204条第1項第1号)                   弁護士、司法書士、土地家屋調査士等(同法第204条第1項第2号) 等 給与所得      ：付属機関の委員の報酬、参考人に対する謝金</p>
③システムの名称	報酬・賃金等支払システム、個人番号管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 総務事務センター
②所属長の役職名	総務事務センター長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・総務部 総務事務センター 所在地：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号：095-895-2891 ・総務部 県民センター 所在地：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号：095-894-3441
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・総務部 総務事務センター 所在地：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号：095-895-2891 ・総務部 スマート県庁推進課 所在地：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号：095-895-2235
⑨ 規則第9条第2項の適用	[    ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>特定個人情報について、個人番号管理システムから取得、保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。</li> <li>・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。</li> <li>・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、 ・ 特定個人情報を含むUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行う。 また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ 特定個人情報が記録されたデータは、法定調書提出を終えた後は速やかに廃棄し、必要以上に保持しないことを徹底する運用としている。  これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	評価実施機関における担当部署所属長	総務事務センター長 中上正喜	総務事務センター長 大串正文	事後	人事異動に伴う変更
平成30年7月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事項)	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正のため
平成30年7月4日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	長崎市江戸町2-13(2箇所とも)	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	長崎市江戸町2-13(2箇所とも)	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
令和1年6月28日	評価書名	県職員以外の法定調書作成に関する事務(知事部局・本庁分)基礎項目評価書	県職員以外の法定調書作成に関する事務(知事部局及び教育庁・本庁分)基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報	①事務の名称 県職員以外の法定調書作成に関する事務(知事部局・本庁分)	県職員以外の法定調書作成に関する事務(知事部局及び教育庁・本庁分)	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報	②事務の概要欄 所得税法に基づき、長崎県(知事部局・本庁)	所得税法に基づき、長崎県(知事部局及び教育庁・本庁)	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目	1 対象人数 平成28年1月21日時点	平成31年1月21日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目	2 取扱者数 平成28年1月21日時点	平成31年1月21日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	新設された評価項目の記載	事後	
令和2年6月15日	II しきい値判断項目	1 対象人数 平成31年1月21日時点	令和2年1月24日時点	事後	一定期間経過前の評価再実施による変更
令和2年6月15日	II しきい値判断項目	2 取扱者数 平成31年1月21日時点	令和2年1月24日時点	事後	一定期間経過前の評価再実施による変更
令和3年8月5日	II しきい値判断項目	1 対象人数 令和2年1月24日時点	令和3年1月26日時点	事後	
令和3年8月5日	II しきい値判断項目	2 取扱者数 令和2年1月24日時点	令和3年1月26日時点	事後	
令和4年7月15日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部 情報政策課	総務部 スマート県庁推進課	事後	
令和4年7月15日	II しきい値判断項目	1 対象人数 令和3年1月26日時点	令和4年1月24日時点	事後	
令和4年7月15日	II しきい値判断項目	2 取扱者数 令和3年1月26日時点	令和4年1月24日時点	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目	1 対象人数 令和4年1月24日時点	令和5年1月23日時点	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目	1 対象人数 令和4年1月24日時点	令和5年1月23日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	表紙 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。</li> <li>・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。</li> <li>・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記【特】個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。</li> <li>・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。</li> <li>・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。</li> </ul>	事後	
令和6年12月18日	II しきい値判断項目	1 対象人数 令和5年1月23日時点	令和6年1月25日時点	事後	一定期間経過前の評価再実施による変更
令和6年12月18日	II しきい値判断項目	2 取扱者数 令和5年1月23日時点	令和6年1月25日時点	事後	一定期間経過前の評価再実施による変更
令和6年12月18日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	規則改正による様式変更及び一定期間経過前の評価再実施による変更
令和6年12月18日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	規則改正による様式変更及び一定期間経過前の評価再実施による変更